

令和8年度

七里御浜国有林防災林造成事業

# 閲 覧 図 書

添付書類

1. 入札者注意書
2. 防災林造成事業請負契約書(案)
  - (1) 事業内訳書
  - (2) 作業仕様書総則
  - (3) 作業仕様書等
  - (4) 事業位置図
3. 契約情報の公表様式

三重森林管理署

## (素材生産及び造林事業)

### 入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。  
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
5. 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。  
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
6. 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
7. 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
8. 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。
9. 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
10. 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
  - (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
  - (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
  - (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
  - (4) 入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
  - (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
  - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
  - (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
  - (8) 入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
  - (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあつては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書

- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
  - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
  - (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
  - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
  - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
  - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
  - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
11. 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
  12. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。
  13. 開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち会わない時は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札する。
  14. 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
  15. 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
    - (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、最低額の入札者であつても落札者とならない場合がある。
    - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
    - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
    - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
  16. 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格（同評価値）の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わつて入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
  17. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
  18. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額

- の100分の110に相当する金額) の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
19. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
  20. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めるときは、入札の執行を中止する。
  21. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

# 入札書

入札物件 第 号

事業名

入札金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額であるので、契約金額は上記金額に上記金額の10%を加算した金額となること及び入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官

〇〇森林管理局 (〇〇森林管理署) 長 〇 〇 〇 〇 殿

入札者

住所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名



# 委任状

令和 年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官  
〇〇森林管理局 (〇〇森林管理署) 長 殿

(委任者) 所在地 (住所)  
商号又は名称  
代表者役職氏名

私は、下記の者をもって代理人と定め、〇〇森林管理局 (〇〇森林管理署) における契約について、下記の一切の権限を委任します。

(受任者) 所在地 (住所)  
商号又は名称  
代表者役職氏名

## (委任事項)

- 1 入札及び見積に関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付並びに領収に関する件
- 4 代金請求及び領収に関する件
- 5 復代理人の選任及び解任の件
- 6 その他契約履行に関する件

## (委任期間)

令和 年 月 日から令和 年 月 日

(注) これは参考例 (様式及び記載内容) であり、必要に応じ適宜追加・修正等 (委任者が任意の様式で作成するものを含む) があっても差し支えない。

## 防災林造成事業請負契約書（案）

- 1 事業名 七里御浜国有林防災林造成事業
- 2 事業場所 三重県南牟婁郡御浜町 七里御浜国有林
- 3 事業量 防災林造成 1.00ha
- 4 事業期間 契約締結の翌日 から  
令和9年3月5日 まで  
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額  
金 円)  
〔注〕( )の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。
- 6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。  
(適用されるものは○印、削除されるものは×印。)

摘要 削除 の 区 分	選 択 事 項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第4項
○	部分払	2回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

7 利用条件及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
該当なし				

## 8 特約事項

- (1) 請負代金は近畿中国森林管理局で支払うものとする。
- (2) 契約約款第 38 条第 1 項は、別途可分事業内訳書の可分作業毎に適用するものとする。
- (3) 暴力団排除に関する特約条項は別紙のとおり。
- (4) 使用材料は材料は書面により報告し、必ず承認を受けること。
- (5) 伐倒木の持ち出しを禁止する。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年5月22日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙の共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 (住所) 三重県亀山市本町1丁目7-13  
分任支出負担行為担当官  
(氏名) 三重森林管理署長 伊藤 公夫 印

請負者 (住所)  
  
(氏名) 印

(別紙)

## 暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(請負者をいう。以下同じ。)が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。))及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(別紙)

可 分 事 業 内 訳 書

作業種	事業期間	国有林	林小班	数量	単位	備考	
植栽工	契約締結日の翌日 ～ 令和8年3月6日	七里御浜	880い	166.00	本	クロマツ	
防風垣工				147.00	m		
地拵え				0.24	ha		
支障木伐採工				15.80	m <sup>3</sup>		
つる切 (1回目)	令和8年7月 1日 ～ 令和8年7月31日				0.54	ha	
つる切 (2回目)	令和8年8月18日 ～ 令和8年9月12日				0.54	ha	

## 作業仕様書総則

- 1 本事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。  
また、造林事業請負標準仕様書に記載のないものについては、森林整備保全事業工事標準仕様書による。
- 2 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上の休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。  
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

植栽工仕様書  
(接種検定済み苗)

(防風垣設置の確認)

- 1 防風垣設置を完了後、監督職員の確認を受け、必要があるときは手直しを行った後、植付に着手する。

(植付樹種、列間、苗間距離)

- 1 植付樹種、間隔は次のとおりとする。

植付樹種	苗間・列間
抵抗性 クロマツ	1.5m

- 2 植付周囲は地拵えを行う。
- 3 植付は原則として方形植とする。

(苗木の管理・取扱)

- 1 苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害のおそれのない所に保管し、必要に応じてシート等で直射日光を遮断し灌水を行うなど、苗木の乾燥防止に注意すること。
- 2 苗木の取扱は丁寧にし、根鉢の損傷等がないよう注意する。
- 3 苗木の運搬及び植付の際は、苗木袋等を使用し苗木が乾燥しないよう注意する。

(植付要領)

- 1 植穴については、径及び深さをそれぞれ 30cm 程度に掘り耕転し、石礫及び根株等有害物を除去しなければならない。
- 2 地形、土質条件により所定の植穴が掘れない場合は、監督職員と協議しなければならない。
- 3 植穴に苗木を挿し込み、垂直になるよう自然状態のまま広げて据えつける。(根鉢と植穴との間に空隙がある場合は土を入れる。)
- 4 踏付けは、体重を少しかける程度で押さえ、くぼみができないよういくぶんか高めに仕上げること。(根鉢を潰さないように留意すること。)
- 5 根鉢の上端より 2 cm 程度の高さが植付後の地表面とする。

苗木購入仕様書  
(接種検定済み苗)

1 苗木の品質・規格、数量は、次に示すとおりとする。

樹種	苗種	苗長	根元径	数量
抵抗性 クロマツ	ポット苗 接種検定済み	30cm 上	—	166 本

2 苗木は次の条件を具えた産地系統の明確な規格苗を厳選する。

- (1) 幹が通直で堅く徒長分岐していないもの。
- (2) 枝葉が下方から適当に繁茂し「ガッチリ」と生育しており、徒長がなく、頂芽が完全なもの。
- (3) ポット苗の根鉢部は全体に根が回っており、固く締まっていること。
- (4) ポット苗の根鉢は適潤であること。
- (5) 樹勢が旺盛で、組織が充実し樹苗固有の色沢をもち、病害やその他の欠点がなく、移植後の発根能力が強いもの。
- (6) 掘取後の取扱不良による乾燥衰弱等の認められないもの。
- (7) 蒸れの原因となる葉面の湿っている苗木が梱包されていないもの。

3 苗木購入にあたっては、上記 1、2 の条件及び林業種苗法に基づく登録生産事業者等より優良苗木を購入すること。

4 各梱包には、生産者氏名、樹種、品種、苗齢、規格、数量、掘取年月日、梱包年月日、等必要事項を登録生産事業者等発行の荷札等で明示すること。

5 苗木の梱包は、苗木各部の損傷と乾燥防止に留意し、次の要領で行う。

- (1) 梱包作業は、直射日光をさけて行うこと。また苗木は、雨や露でぬれていないこと。
- (2) 乾燥を防止するため湿らした新聞紙等で根を包み結束する。特にポット苗の根鉢が崩れないよう、梱包時の詰めすぎに注意すること。
- (3) ダンボール箱等に入れ密閉する。

6 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

## 防風垣工仕様書

### (作業順序)

- 1 植付に着手する前に、必ず防風垣の設置を完了し、監督職員の確認を受けなければならない。

### (施工)

- 1 防風垣の設置は、原則として主風に直角に施工し、かつ、その頂部を水平に仕上げなければならない。
- 2 防風垣が強風等により破壊しないよう杭建て込み後十分突き固めるほか、構成資材の緊結を堅固に行わなければならない。

### (その他)

- 1 その他技術的事項に関しては、監督職員の指示を受けること。

## つる切仕様書

### (つる切の注意等)

- 1 2回以上のつる切を一括契約した場合、それぞれ終了後に直ちに部分検査を受けなければならない。
- 2 造林木を損傷しないよう特に注意する。
- 3 手直しとして、7～10日後、見残しのつるを処理する。

## 特記仕様書

### (アフリカ豚熱 (ASF) 対策)

- 1 山林での作業用の靴の履き分けや下山時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
- 2 野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒を行うこと。また、府県の行う立入制限等の防疫措置を踏まえ、契約約款第 20 条及び第 46 条に基づき事業を一時中止又は解除する可能性がある。

## 特記仕様書（熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について）

1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。

2 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）または暑さ指数（WBGT値）が25度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。

(2) 事業期間

事業着手日から事業終了日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む事業では夏季休暇分として3日間、事業中止期間は含まない（事業期間には不稼働日も含む）。

(3) 真夏日率

事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。

なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。

$$\boxed{\text{真夏日率} = \text{事業期間中の真夏日} \div \text{事業期間}}$$

3 請負者は、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

4 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT値）を用いることを標準とする。ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）第1条の3の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又はJISB7922に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス2以上）により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得または計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

5 請負者は、監督職員に事業日報及び計測結果の資料を提出する。

6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正値を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

$$\boxed{\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}(\%)}$$
 ※補正係数は1.2とする。

## 特記仕様書（安全確保に資する衛星携帯電話の利用について）

- 1 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
- 2 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
- 3 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。
- 4 請負者は、監督職員が3による衛星携帯電話の通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更または利用を中止するものとする。
- 5 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。

なお、事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に扱うものとする。

  - (1) 衛星携帯電話事業者名
  - (2) 衛星携帯電話サービス名
  - (3) 衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）
  - (4) 利用料金
  - (5) 利用期間
  - (6) 本事業以外の事業への供用の有無 他事業名（署名・物件名）
- 5 対象とする経費は、1台分のリース代金を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
- 6 請負者は、事業着手日から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書類等を提出するものとする。

なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたみなし日とすることも可能とする。
- 7 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
- 8 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。

また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。

令和 年 月 日

監督職員 殿

請負者 住所

氏名

### 使用材料承認願い

令和 年 月 日に請負契約を締結した七里御浜国有林防災林造成事業について、下記材料を使用いたしますので承認願います。

記

購入品	メーカー又は販売店	規格

# 請負事業事故報告書

令和 年 月 日

監督職員

殿

請負者

現場代理人

事業名				事業場所						
発生日時	令和	年	月	日( 曜日)	時	分	天候			
災害発生状況・原因	①どのような場所で ②どのような作業をしている時に ③どのような物または環境に ④どのような不安全なまたは有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記入する。また、略図を添付する。									
被害状況	人的被害・物的被害を記載									
被災者	氏名		生年月日	年	月	日( 歳)	性別	男・女	職種	
	連絡先							経年数		
	傷病名		傷病部位		休業見込期間・死亡日時		被災場所			
今後の対策										
所見・状況										

注) 労働災害(4日以上 of 休業を要する災害)、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故が発生した場合に監督職員に速やかに報告する。

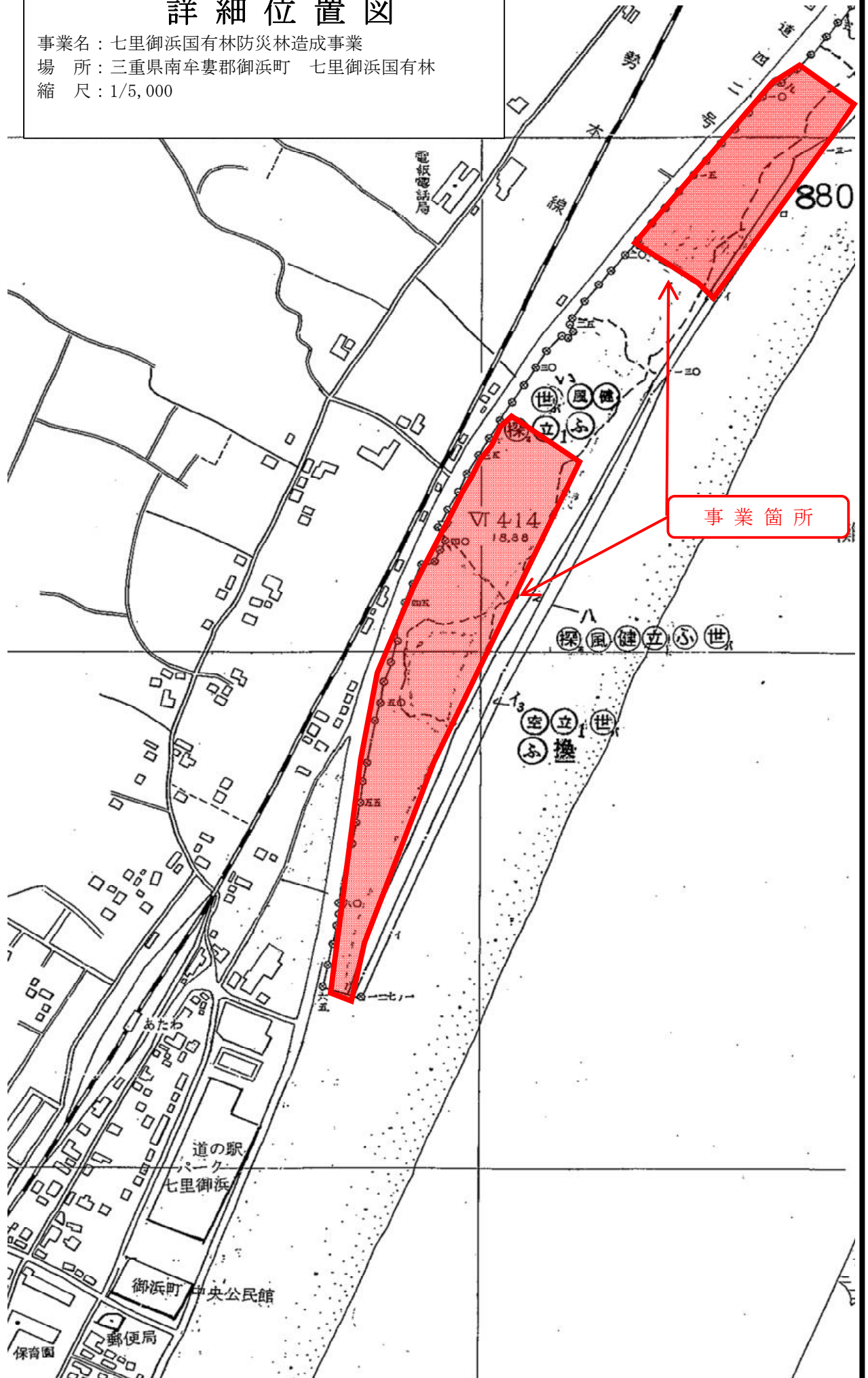
# 位置図

事業名：七里御浜国有林防災林造成事業  
場所：三重県南牟婁郡御浜町 七里御浜国有林  
縮尺：S=1/20,000



# 詳細位置図

事業名：七里御浜国有林防災林造成事業  
場所：三重県南牟婁郡御浜町 七里御浜国有林  
縮尺：1/5,000



令和8年度

七里御浜国有林防災林造成事業

契約情報の公表様式

三重森林管理署

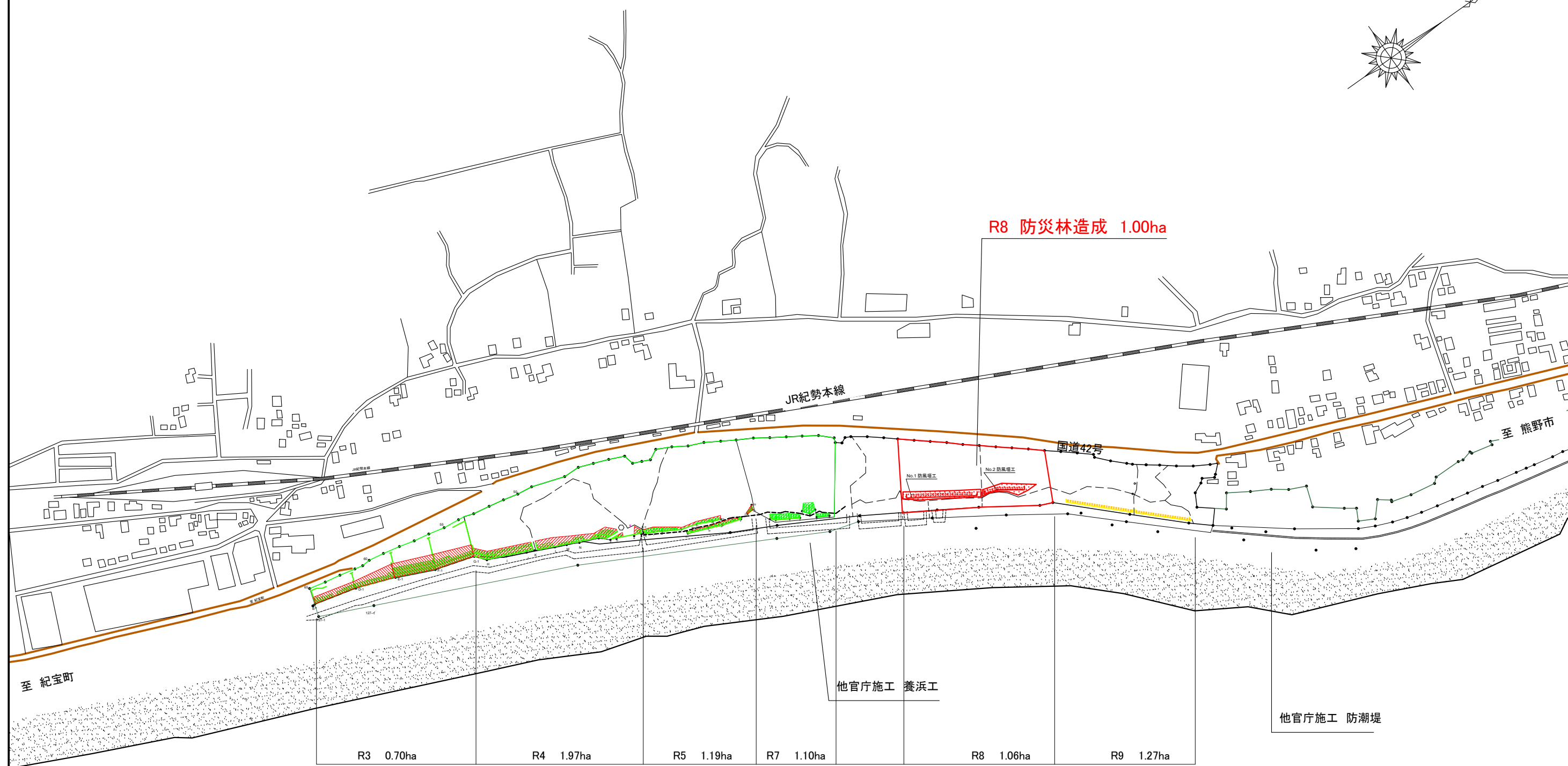
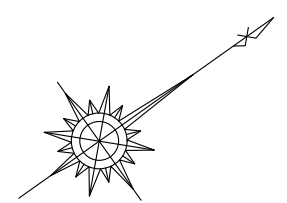


## 防 災 林 造 成

## 数量計算書

七里御浜国有林防災林造成事業

区 分	計 算 式	数 量	備 考
植栽工	抵抗性クロマツ H=0.3以上		
No.1	51+51	102	算出図(2)より
No.2	32+32	64	算出図(2)より
計		166 本	
防風垣工	H=0.9m		
No.1	5+77+5	87	算出図(2)より
No.2	5+50+5	60	算出図(2)より
計		147.0 m	
木杭	L=1.5m 末口径9cm		
No.1	87/2+1	45	
No.2	60/2+1	31	
計		76 本	
押竹	147/10*15	221 本	
	221/24	10 束	販売単位切り上げ
竹箆	147/10*5.6	83 枚	販売単位切り上げ
垂鉛めっき鉄線	147/10*0.6	8.8 kg	
地拵え	草刈機・チュエンソー併用		
No.1		0.09	算出図(2)より
No.2		0.15	算出図(2)より
計		0.24 ha	
支障木伐採	玉伐り、伐採木運搬、伐根整理 含む	15.8 m3	
つる切	2回		
R3施工地		0.28	算出図より
R4施工地		0.19	算出図より
R5施工地		0.07	算出図より
計		0.54 ha	



R8 防災林造成 1.00ha

JR紀勢本線

国道42号

No.1 防風垣工

No.2 防風垣工

至 紀宝町

至 熊野市

他官庁施工 養浜工

他官庁施工 防潮堤

R3 0.70ha

R4 1.97ha

R5 1.19ha

R7 1.10ha

R8 1.06ha

R9 1.27ha

凡 例

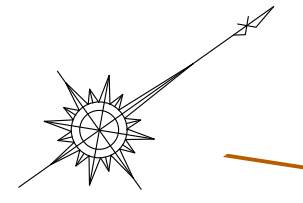
植栽工	-----
防風垣工	+++++
地拵え(伐開・除根)	⊕ ⊕ ⊕
下刈り範囲	////

年 度	令和 8 年 度		
図 面 名	平 面 図		
施 工 地	三重県南牟婁郡御浜町 七里御浜国有林		
工 事 名	七里御浜国有林防災林造成事業		
図面番号	縮 尺	S=1/2,000	
設 計 者	製 図 者	審 査 者	
近畿中国森林管理局		三重森林管理署	

至 紀宝町

国道42号

至 熊野市

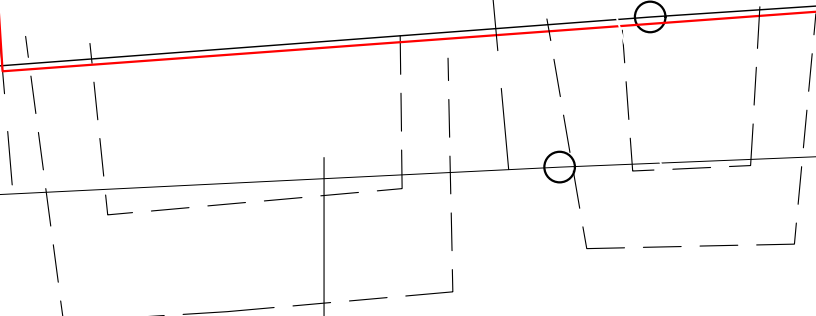
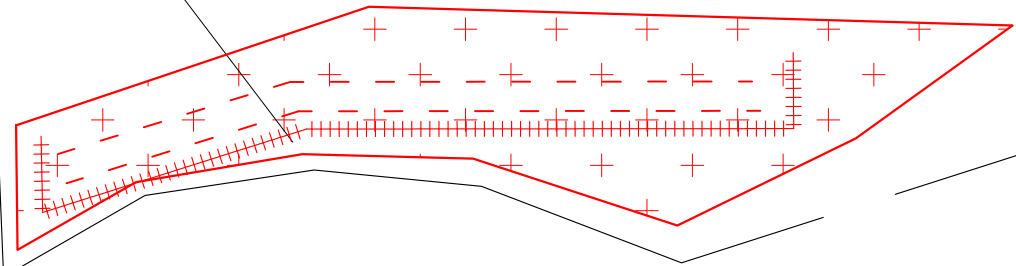
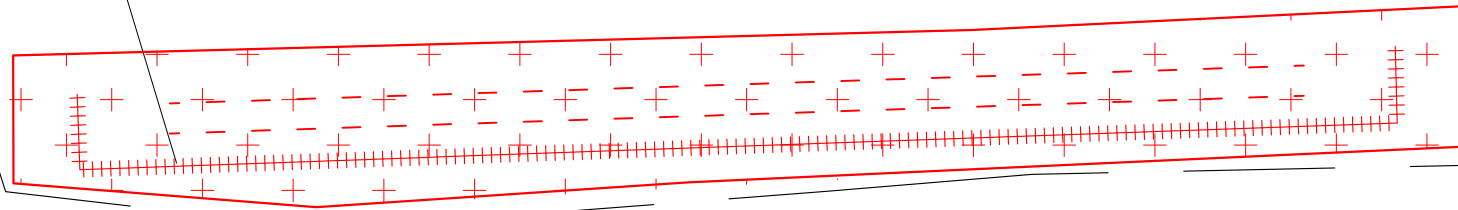


R8 防災林造成 1.00ha

七里御浜 国有林 880 林班

No.1 防風垣工

No.2 防風垣工

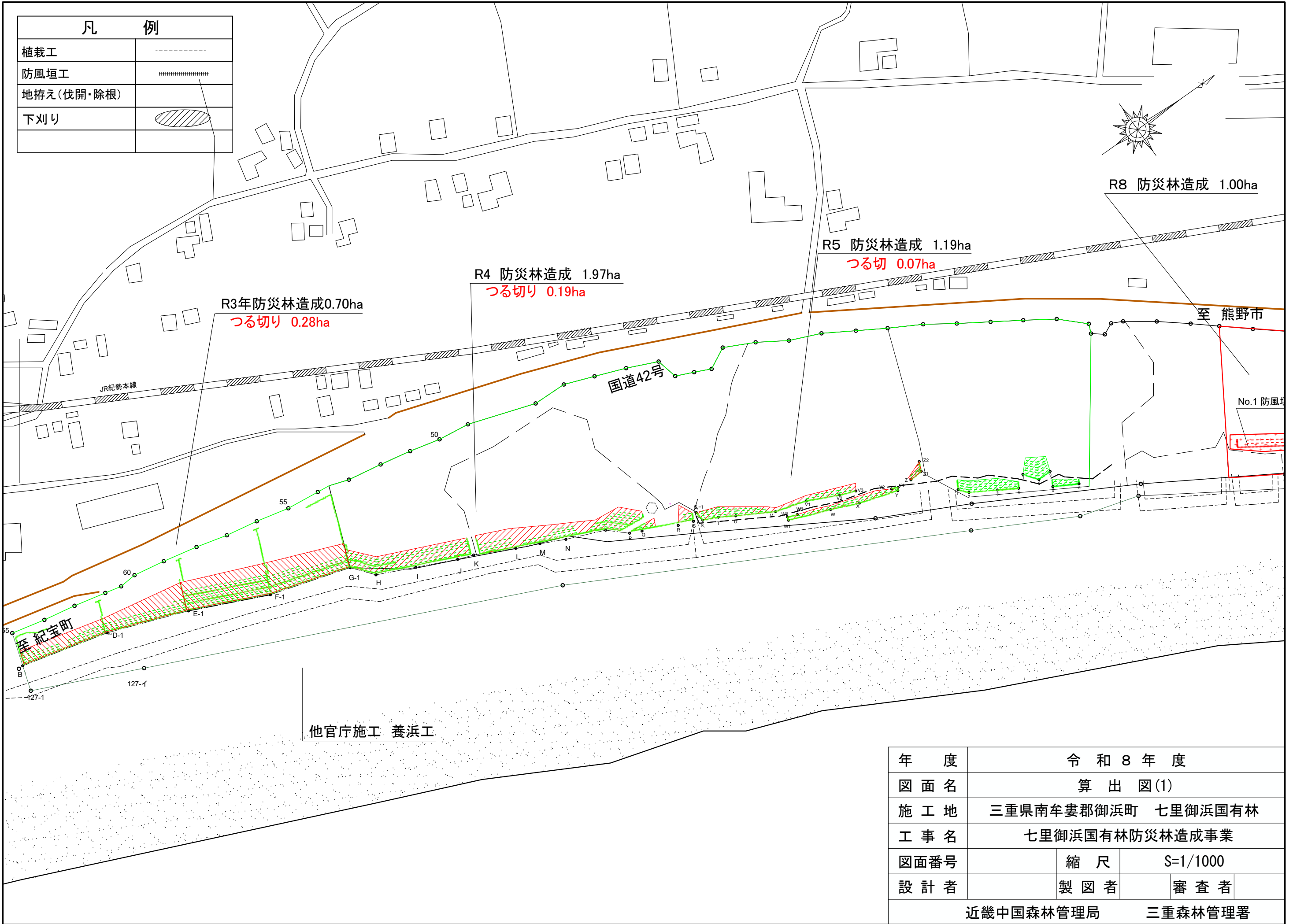


他官庁施工 養浜工

凡 例	
植栽工	-----
防風垣工	+++++
地拵え(伐開・除根)	⊕ ⊕

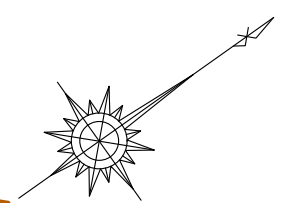
年 度	令和 8 年 度		
図 面 名	工 種 配 置 図		
施 工 地	三重県南牟婁郡御浜町 七里御浜国有林		
工 事 名	七里御浜国有林防災林造成事業		
図面番号	縮 尺	S=1/500	
設 計 者	製 図 者	審 査 者	
近畿中国森林管理局		三重森林管理署	

凡 例	
植栽工	-----
防風垣工	
地拵え(伐開・除根)	////
下刈り	



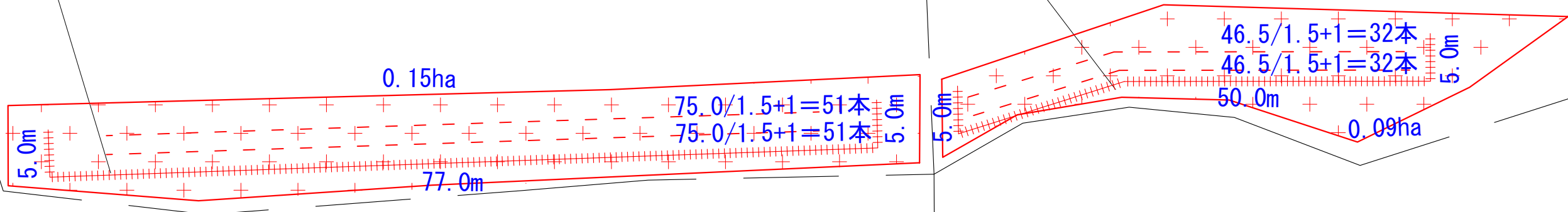
年 度	令和8年度		
図面名	算出図(1)		
施工地	三重県南牟婁郡御浜町 七里御浜国有林		
工事名	七里御浜国有林防災林造成事業		
図面番号	縮 尺	S=1/1000	
設計者	製 図 者	審 査 者	
近畿中国森林管理局		三重森林管理署	

凡 例	
植栽工	-----
防風垣工	
地拵え(伐開・除根)	⊕ ⊕ ⊕
枯損木処理	⊗ ⊗ ⊗



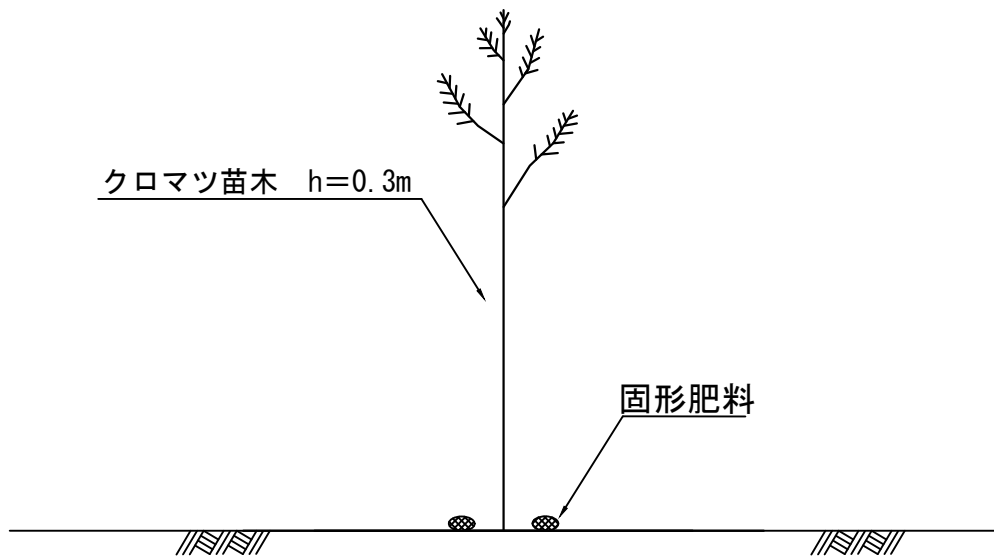
## No.1 防風垣工

## No.2 防風垣工



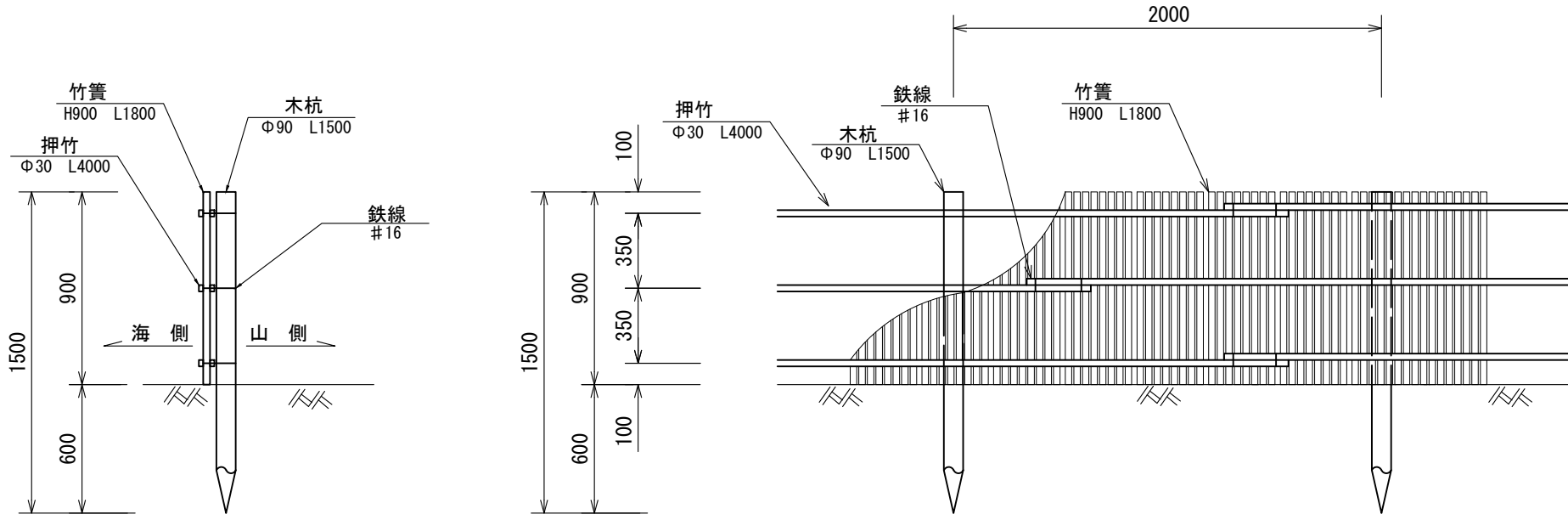
年 度	令 和 8 年 度		
図 面 名	算 出 図 (2)		
施 工 地	三重県南牟婁郡御浜町 七里御浜国有林		
工 事 名	七里御浜国有林防災林造成事業		
図面番号	縮 尺	S=1/200	
設 計 者	製 図 者	審 査 者	
近畿中国森林管理局		三重森林管理署	

# 植栽工(クロマツ)標準図



植 栽 工 数 量 表 (100本当たり)				
名 称	規 格	数 量	単 位	摘 要
抵抗性クロマツ	苗木30cm上、接種検定済	100	本	苗間1.5m
施肥	固形肥料 N3-P6-K4	4.8	kg	3個/本

# 防風垣工 標準図



防風垣工 数量表 (10.0m当り)				
名称	規格	数量	単位	摘要
竹簧	H=900mm L=1800mm	5.6	枚	
木杭	L=1500mm 末口径90mm 防腐・防蟻材加圧注入	5.0	本	
押竹	L=4000mm以上 目通り径30mm以上	15.0	本	
鉄線	亜鉛引き #16	0.6	kg	

# 国有林治山事業設計書

工 事 名 七里御浜国有林防災林造成事業

施 工 地 三重県南牟婁郡御浜町 七里御浜国有林

令和8年度

森林管理局 近畿中国森林管理局  
森林管理署 三重森林管理署  
事務所名等

審 査 者	
設 計 者	

# 経費条件表

近畿中国森林管理局  
七里御浜国有林防災林造成事業

設計  
2026/05/15

補正項目	補正内容	説明
治山林道(林野庁)／令和6年度(2024年度)		
工種区分	森林整備 A	
現場環境改善(率分)計上区分	計上しない	
現場環境改善(率分)補正	「施工地域・工事場所による補正」で選択	
施工地域・工事場所による補正	補正なし	【共通仮設費率+0%、現場管理費率+0%】
ICT間接費補正	補正なし	【共通仮設費率×1.0、現場管理費率×1.0】
施工時期(冬期)補正	補正なし	
真夏日率(工期期間の真夏日÷工期)	0	
緊急工事補正(施工時期と重複しない)	補正なし	【現場管理費率+0%】
治山・地すべり等工事の条件	該当する条件はなし	【現場管理費率+0%】
工期延長等時点の純工事費	0	
工期延長等日数(日)	0	
工期延長等土木世話役単価(円/日)	0	
前払金支出割合区分	35%を超え40%以下	【一般管理費率×1.00】
契約保証に係る補正	補正なし	【一般管理費率+0.00%】
工事価格丸め	一千円丸め切り捨て	
消費税率	10	
週休2日補正	補正なし	【共通仮設費率×1.00、現場管理費率×1.00】
復興係数補正	補正なし	【共通仮設費率×1.0、現場管理費率×1.0】

## 本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
防災林造成	式	1			費目行
植栽工（クロマツ） H=30cm以上 抵抗性 接種検定済 施肥あり	本	166			1号代価表 3頁
防風垣工 H=0.9m	m	147			2号代価表 4頁
地拵え（草刈機・チェーン併用） 灌木地 低木 密	h a	0.240			3号代価表 5頁
つる切（1回目）	h a	0.540			4号代価表 6頁
つる切（2回目）	h a	0.540			5号代価表 7頁
支障木伐採 15.8m <sup>3</sup> 、玉伐り、伐採木運搬、伐根整理、諸雑費・機械経費含む	式	1			6号代価表 8頁
直接工事費	式	1			
共通仮設費計	式	1			
共通仮設費（率計上）	式	1			
純工事費	式	1			
現場管理費	式	1			
工事原価	式	1			
一般管理費等	式	1			



# 代価表

植栽工 (クロマツ)  
H=30cm以上 抵抗性 接種検定済 施肥あり

( 1号代価表 )

100 本当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
クロマツ苗木 H=30cm上 抵抗性 接種検定済	本	100				
苗木運搬 杉・檜・松等 200mまで	本	100			7号代価表 9頁	60+35+40=135m
砂地造林 植穴掘付+植付	本	100			8号代価表 10頁	
固形肥料 N3-P6-K4 20kg	袋	0.240				4.8/20=0.24
計						
1 本 当 り						

防風垣工  
H=0.9m

# 代価表

( 2号代価表 )

147 m当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
静砂垣、堆砂垣工	m	147			9号代価表 11頁	
木杭 防腐・防蟻剤加圧注入 L=1.5m 末口9cm	本	76				
押竹 目通り径3cm以上 L=4.0m以上	束	10				
竹箨 1.8m×0.9m	枚	83				
亜鉛めっき鉄線 2種 #16 径1.6MM	kg	81800				
人肩運搬 木材(製竹) 140m以下	m <sup>3</sup>	0.500			10号代価表 12頁	$0.045 \times 0.045 \times \pi \times 1.5 \times 76 = 0.48 \div 0.5$
人肩運搬 セメント、鋼材、二次製品等 140m以下	t	1.300			11号代価表 13頁	$30 \times 10 + 12 \times 83 + 8.8 = 1304.8 \text{kg} \div 1.30 \text{t}$
計						
1 m 当り						



















